

香美市立鏡野中学校 【いじめ防止基本方針】 教職員マニュアル

～すべての生徒が将来への展望（夢・志）をもち、生き生きとした学校生活を送れるために～

I いじめに関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかし、どの生徒たちにも、どの学校にも起こり得ることが考えられることから、学校・家庭・地域が一体となって、一過性ではなく継続して「未然防止・早期発見・早期対応」に取り組まなければならない。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。特に「いじめを生まない環境（学校・社会）づくり」に重点をおき、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる道德教育・人権教育の充実を図るとともに、教職員集団自ら主体的にモデルとなり実践していく。

高知県の基本理念

- ・子どものモデルとなるべき大人一人一人が、しっかりとした人権感覚と、「いじめは絶対に許されない」という意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。
- ・いじめの解決を通して、子どもたち一人ひとりが「夢」や「志」をもち、その実現に向けて自分の力を思う存分発揮できる学校づくり、さらには心豊かで安全・安心な社会づくりを、県民一人一人が自ら、主体的に進めなければならない。

1. いじめとは・・・【いじめの定義】

- ▽ 当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む。）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの。
- ▽ いじめか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立っておこなうもの。
- ▽ いじめの起こった場所は、学校の内外を問わない。

2. いじめの基本認識

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは学校・家庭・地域社会などすべての関係者が連携（報告・連絡・相談）、それぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき課題である。

Ⅱ 未然防止（予防）

いじめ問題において、「いじめが起こらない学校・学級づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

1. 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

～自分は価値ある存在であり、大切に思う自尊感情を育てる～

キーワードは、「心の居場所づくり」・「絆づくり」・「自尊感情の育成」

① 「心の居場所づくり」

心の居場所がある状態とは・・・安心・安全な学級づくりを推進する。

▽ 自己が大事に（大切に）されている、認められている等の存在感が実感できる。

（共感的理解・共感的な人間関係が構築されている集団）

様々な行事や生徒会活動、授業の中に出番があり、活躍できる環境を整える。

失敗しても、間違ってもフォローしてくれる仲間がいる。

安心して自分の意見を語ることができ、その発言を聴いてくれる仲間がいる。

周りの意見も聴くことができる学級集団を育てていくことが求められる。。

▽ 精神的な充実感が得られる。

「心の居場所」は教職員が準備するもの（教師の意識・感性・感覚が大切）

生徒は、教職員の一举手一投足に目を向けています。教職員の何気ない言動が子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。

教職員は、生徒の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

② 「絆づくり」

絆のある人間関係とは・・・

▽ 教師や友だちとの心の結びつきや信頼感がある。（教師は子どもから信頼されている）

▽ 生徒が主体的に学べる環境がある。

▽ 共同（協働）の活動を通して社会性を身に付けられる。

「絆」は生徒が紡ぎだすもの（学校（学級）の取組・仕組み・働きかけが必要）

③ 「自尊感情の育成と向上」

授業をはじめ、学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が生徒を成長させる。また、教職員の生徒への温かい声掛け（言葉のシャワー）が、「認められた」と自己肯定感・自己有用感の育成につながり自尊感情を育てる。

2. 人権教育と道徳教育の充実（命や人権を尊重し、豊かな心を育てる）

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、またさまざまなかわりを深める体験活動を充実させることは、豊かな心を育成する重要な視点となる。

①「人権教育の充実」

学校生活全般において、人権尊重を基盤とする教育活動を実践するとともに、教職員自らが率先して人権を尊重する集団を形成することで、いじめを生じない温かい雰囲気为学校、学級づくりを実践する。

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させる。生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権感覚を育むとともに人権意識の高揚を図る。

②「道徳教育の充実」

学校で行う道徳教育は、生徒が人間としての在り方を自覚し、よりよく生きていくための基盤となる道徳性を育成することをねらいとしている。未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大切となる。いじめ問題は他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てることが大切である。生徒の心根が揺さぶられる教材や資料に出会うことで道徳性を養い、人権尊重の精神を培う。

3. 家庭・地域への啓発と連携

学校と保護者が一体となって、いじめ問題に積極的に取り組む姿勢を生徒に示すことがより効果的な予防につながる。家庭訪問や学校通信、学年便り、保護者面談などの様々な機会をとらえ、学校の生徒への思いやいじめに対する取組を伝えていく。

「学校は地域の一員である」「地域は子どもを守り育てる貴重な資源である」との認識のもと、学校や生徒の様子などを地域に情報発信し、地域活動に積極的に参加することを通して、学校と地域が一体となった取組を推進していく。

4. その他

学校行事、生徒会活動による取組、部活動の在り方、校種間の情報連携 等

Ⅲ 早期発見（生徒のサインを見逃さないために）

いじめは、いじめられている本人から訴えることが少ないこと、周りの生徒も言い出しにくいことを認識し、発見しにくいもの、発見されにくいものであることを念頭に置いておく。早期発見の為に、日ごろから教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。また、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

1. 教職員のいじめに気づく力を高めるために

① 生徒の立場に立って考える。

生徒一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行う。そのために、人権感覚を磨き、生徒の言葉をきちんと受け止め、生徒の立場に立ち、生徒を守るという姿勢が大切。

② 生徒を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する生徒に気づき、生徒の些細な言動から表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高める。そのために、生徒の気持ちを受け入れ、共感的に気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める。

2. 早期発見のための手だて

① 日々の観察

日頃学校生活の中で、生徒と関わる機会を多くもち、少しでも気になることがあれば、積極的に声かけするなど生徒と積極的にかかわる。（休み時間や昼休み・放課後 等）

② 観察の視点

集団を見とる視点が必要となり、グループ内の人間関係の把握、情報収集など担任を中心に教職員が情報共有を常に行っていく。また、気になる言動があれば、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。

③ 「あゆみ」（日記）の活用

コメントのやり取りから生まれる信頼関係。担任と生徒・（保護者）が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築され生徒の心の状態の把握にもつながる。気になることがあれば、迅速に面談等対応していく。

④ 教育相談（学校カウンセリング）、学校カウンセラーの活用

気軽に相談できる雰囲気づくり、環境をつくる。また、定期的な教育相談習慣を設けて、全生徒の面談を実施する。学校カウンセラーの訪問予定を事前に生徒・保護者に連絡し、相談窓口を開設する。

⑤ 生活アンケート（いじめ実態調査アンケート）の実施

各学期に1回以上（実態必要に応じて）アンケートを実施。実施方法（記名、無記名 等）状況に応じて配慮し実施。保護者に対してのアンケートも状況に応じて実施。

※アンケートはあくまでも発見手立ての一つという認識で行う。

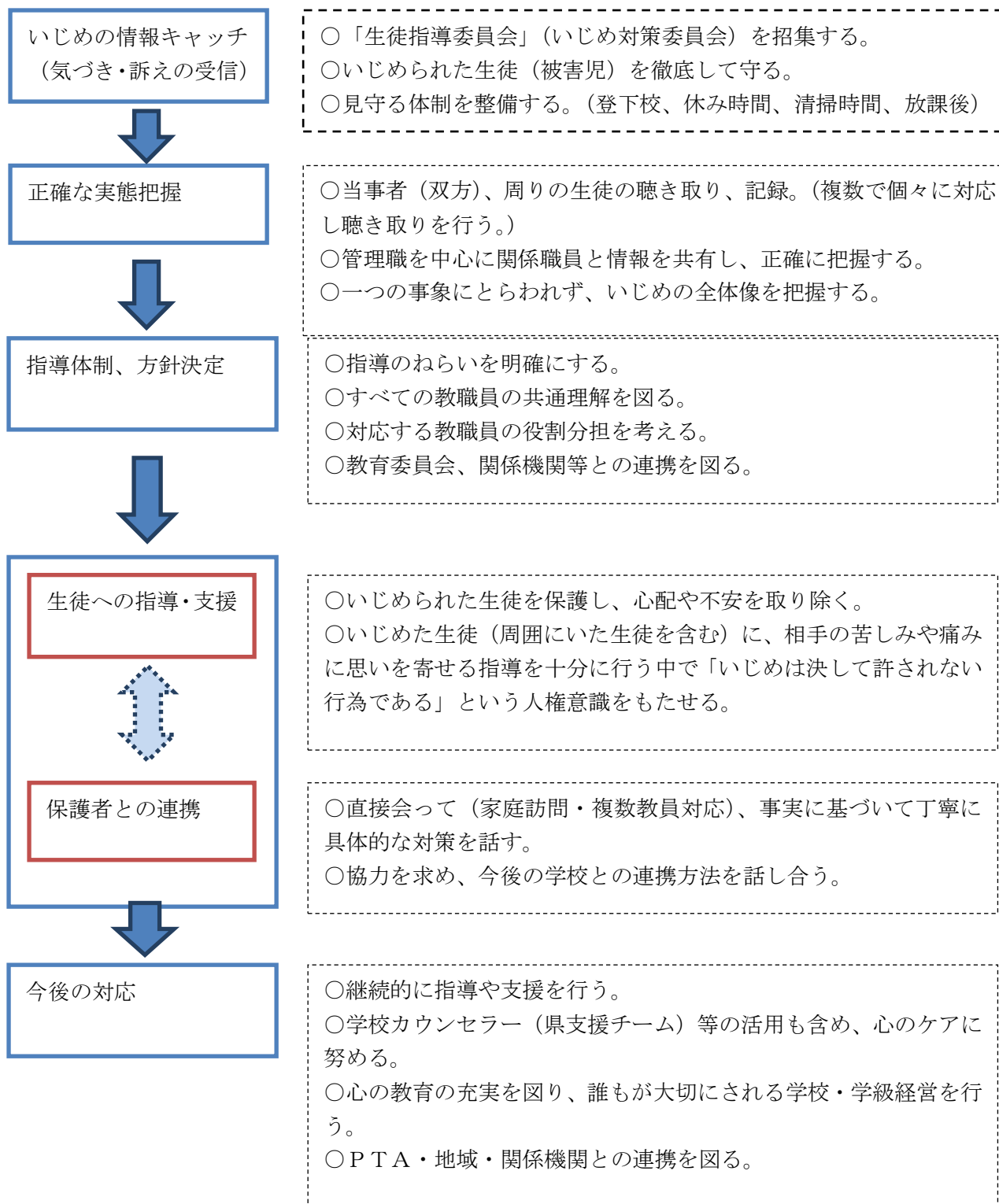
⑥ Q-U アンケート調査の分析の活用

年2回実施する Q-U アンケートの分析により、個別の面談実施などへ向け生徒の心の状態把握の手立てとする。

IV 早期対応

いじめの兆候を発見したした場合、問題を軽視することなく、迅速かつ誠実に取り組むことで、生徒の心の傷を最小限にとどめ、早期解決につなげる。いじめの事象を多面的にとらえ、適時適切に対応していくためには、管理職を中心に「チーム」を組織し、組織的に対応していく。また、状況によって外部機関の協力を必要とすることも考えられる。保護者・地域との連携も視野に入れ対応していく。

1. いじめ対応の基本的な流れ（校長のリーダーシップによる組織的対応）



2. いじめが起きた時の対応

①いじめられた生徒に対して

【生徒に対して】

- ・事実確認とともに、まずつらい気持ちを受け止め共感することで心の安定を図る。
- ・「全力であなたを守る」という教職員の姿勢を伝える。
- ・「あなた（のいうこと）を信じている」という思いを伝える。
- ・事実や内容を一つ一つ正確に抑えるとともに、当事者が何について、どう感じているのかを受容的・共感的に聴く。
- ・当事者の気持ちを確かめながら聴く。
- ・話してくれたことに、感謝の気持ちを伝える。
- ・生徒の気持ち、意向も尊重しながら個人や学級全体への具体的な対応について一緒に考える。

※把握したい事実

- ①いつ頃から、②誰にどんな行為をされたか、③そのときどう感じたか、④今どう思っているか、⑤周りの友達の様子はどうか

【保護者に対して】

- ・その日のうちに複数の教員で対応し、家庭訪問等で保護者に面談し、誤解を招かないように誠意をもって事実関係を直接伝える。
- ・生徒の為に一緒に考え、共に支えていきたいことを伝える。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・家庭での生徒の変化に注意してもらい、家庭との協力体制を確認する。
- ・継続して、家庭と連携を取りながら、解決に向かって取組むことを確認する。

②いじめている生徒に対して

【生徒に対して】

- ・いじめの事実について、受容的に聴く。
- ・納得できないことや、矛盾点などは、率直に伝え、事実関係を明確にしていく。
- ・いじめた気持ちや状況などについて十分聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

【保護者に対して】

- ・複数の教員の家庭訪問等で保護者に面談し、誤解を招かないように誠意をもって事実関係を直接伝える。「たとえ、悪気がなくても受け止める側が傷ついていればいじめである」ことを説明するとともに、傷ついた生徒や保護者がどんな気持ちでいるのかを伝える。
- ・常に生徒のために一緒に考え、支えていく姿勢を示す。生徒のことで、当面気を付けていかねなければならないことを一緒に検討していく。
- ・自分の子どもがいじめていると知った保護者の怒りやつらい気持ち、相手方への謝罪の気持ち、今後への不安などをしっかり受け止め聴いていく。

③周りの生徒たちに対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級・学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢を、学級・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり（観衆）、見て見ぬふりをする（傍観者）行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることをつかませる。
- ・心の通う温かい学級（学校）を築いていくために、一人一人がかけがえのない存在であることを伝えていく。

④地域・関係諸機関との連携

学校の指導・支援だけでは解決が困難な場合、適時適切に地域や関係諸機関と連携を図る。
県支援チームに活用など組織で対応をしていく。

⑤継続支援と再発防止（PDCAサイクルの活用）

- ・生徒たちの心のケア
- ・学校・家庭が一体となった取組
- ・取組の再点検

V ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

1. ネット上のいじめとは

パソコン、携帯電話、スマートフォン等を用いて相手に屈辱感、恐怖感、無力感等精神的苦痛を与えることである。

2. 未然防止のために

- ①情報モラル教育の推進
- ②非行防止教室、サイバー犯罪被害防止教室などの講演での啓発
- ③保護者との連携した取組から家庭でのルール作りや学校と家庭の相談関係の構築などを進める。

3. ネット上の書き込みや画像等への対応

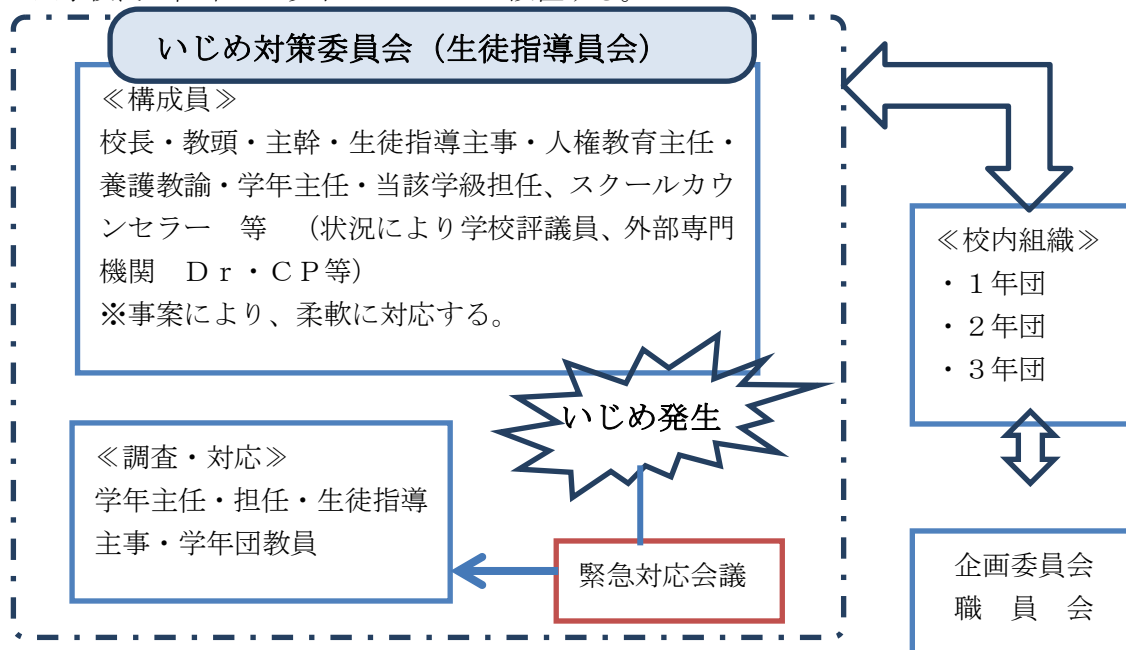
書き込みや画像の削除・チェーンメールへの対応等、学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察や専門機関（高知県サポートセンター 等）と連携し対応する。

VI いじめ問題に取り組む体制の整備

本校生徒指導員会を「いじめ対策委員会」に位置づけ、状況によりスクールカウンセラーなど専門機関の職員も入り、柔軟に対応することとする。

1. いじめ対策委員会（生徒指導委員会）の設置

※学校長が任命した以下のメンバーで設置する。



※定例のいじめ対策委員会（生徒指導委員会）は、学期に1回程度開催する。

※いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて専門機関と連携し対応する。

2. 年間指導計画（案）

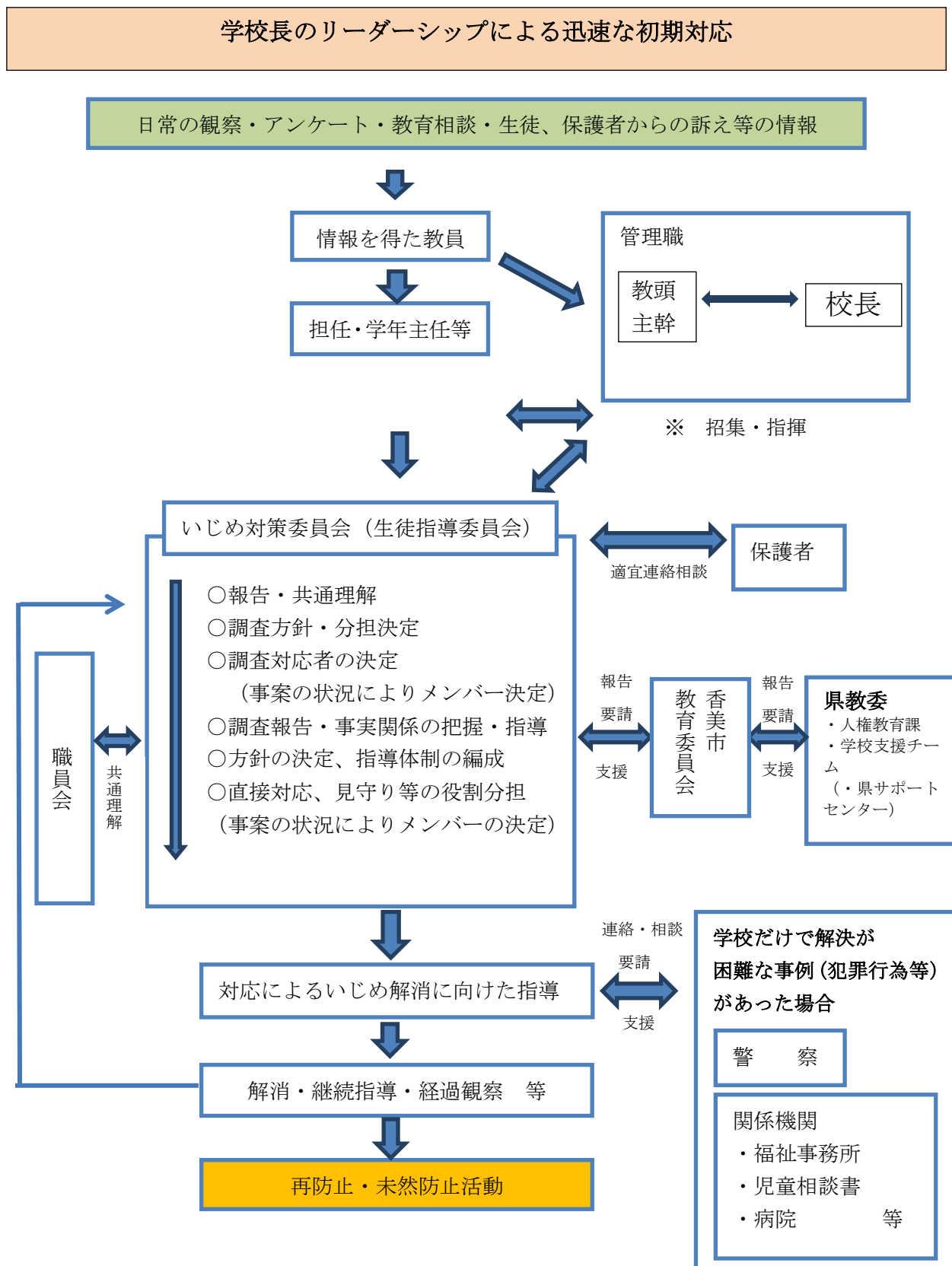
	4月	5月	6月	7月	8月
職員会等	いじめ対策委員会 ・指針・方針 ・指導計画の確認	事案発生時、緊急対応会議の開催			いじめ校内研究会（人権・仲間づくり、道徳）
防止対策	他者理解、認め合おう仲間（障害者理解等）	学級づくり・人間関係づくり 人権教育・道徳教育の推進			
		ネット犯罪 防止教室			
		便りでの啓発			
早期発見	家庭訪問	いじめ実態把握調査（アンケート・教育相談）			教育相談

	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
職員会等	←		事案発生時、緊急対応会議の開催		→		
			いじめ対策委員会(生徒理解) ・方針の確認、検証				いじめ対策委員会(生徒理解) ・方針の確認、検証
防止対策	←		学級づくり・人間関係づくり 人権教育・道徳教育の推進		→		
早期発見		便りでの啓発			便りでの啓発		
		いじめ実態把握調査 (アンケート・教育相談)		教育相談			

指導体制チェックポイント

- ・人権教育、道徳教育、キャリア教育等に組織的に取り組み、生徒の自己肯定感・自己有用感を高めることができているか。
- ・いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な留意点などについて職員会や校内研究会などで教職員の共通理解を図っているか。
- ・学校全体で、報告・連絡・相談を確実に行之、組織的に対応しているか。

3. 組織的対応の流れ



※いじめ事案の状況に応じて、柔軟かつ適切に対応する。

※迅速な対応が大切な事例が多く、いじめの情報が入って学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。

（重篤な場合や情報にズレがある場合は、十分に検討協議し慎重に対応する）